

久喜市指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定等に関する規則の一部を改正する規則

久喜市指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定等に関する規則（平成22年久喜市規則第134号）の一部を次のように改正する。

第2条中第1項を削り、第2項を第1項とし、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定は、法第78条の12及び第115条の21において準用する法第70条の2の規定により指定の更新を受けた場合について準用する。

第3条から第5条までを削る。

第6条中「第2条から前条までの規定による申請又は」を「前条第1項に規定する指定、同条第2項に規定する指定の更新又は法第78条の5及び第115条の15の規定による届出若しくは施行規則第131条の13の2の規定による」に改め、同条を第3条とし、第7条を第4条とし、第8条を第5条とする。

様式第1号から様式第6号までを削る。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。